

令和6年第12回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年11月25日（月）午後2時02分から午後3時15分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
副課長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第12回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 林 真由美 委員 栗原 昇

11. 議決事項及び議事の要領

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。譲受人は市内にて約1haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、申請に至りました。

現地については、事務局で農地として管理がされていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。譲受人は市内にて約103haの農地を耕作している農地所有適格法人であり、経営規模の拡大を図るため、申請に至りました。

現地については、事務局で農地として管理がされていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、農地所有適格法人としての要件を満たしており、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1～2番 三芳野地区 西嶋推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件につきましては、譲渡人は高齢であり、今年の7月にも所有農地を譲渡しております。自分での耕作は困難であるため、今回の申請となりました。譲受人に関しては、現在耕作している状況に問題はなく、小委員会においても、譲受人の今後の営農に問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしく願います。

2番案件につきましては、譲渡人については、もともとの所有者はすでに亡くなっており、清算人が付いている状態にあります。譲受人は三芳野地区でもかなりの大規模経営を行っており、農地を引き受けてもらえないか打診したところ、今回の申請となりました。小委員会においても、譲受人の今後の営農に問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第４７号農地法第３条の規定による許可申請については「取得後の営農見込有り」と認め、許可と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第４７号は許可と決定します。

議案第４８号 農地法第４条の規定による許可申請について

議 長 議案第４８号 農地法第４条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

１番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。申請の事由については、ごみ集積所への転用となります。今回の申請地の隣で数件の自己用住宅の建築予定があり、同じ地域内に存在する既存のごみ置き場はすでに満杯となっており、新たなごみ置き場の設置が必要なことから今回の申請となりました。

また、ごみ置き場の設置に関しては、担当課である廃棄物対策課との協議により、市が土地の寄付採納を受けるためには、地目が雑種地である必要があるため、転用許可後に地目を雑種地に変更したうえで市へ寄付採納を行うということになります。

農地転用許可基準の立地基準ですが、１０ｈａ以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第１種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第１種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第３３条第４号に該当すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第４条第６項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
１番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 譲渡人については、所有農地を以前から譲渡しており、今回もその内の一つとなっております。申請地の付近は転用により住宅の建築が予定され、将来的には住宅地に変わる可能性が見受けられます。人が生活する以上、ごみは必ず出るもののため、ごみ捨て場は必要と考えます。小委員会としてはやむを得ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第４８号農地法第４条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第４８号は、許可相当と決定します。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、隣地が昨年度及び今年度に農地転用の許可を受けており、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議

案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、駐車場への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については駐車場への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、隣地が昨年度及び今年度に農地転用の許可を受けており、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、隣地が昨年度及び今年度に農地転用の許可を受けており、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺

の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1 番 三芳野地区 栗原委員
2 番 三芳野地区 齊藤推進委員
3 番 勝呂地区 岡野幸平推進委員
4～5 番 勝呂地区 林昇委員
6～7 番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件につきましては、譲渡人については、農地は相続で取得し、所有する田についてはすべて貸し付けており、ご自身は自宅前の畑で週末に自家消費用の野菜を耕作する程度だと伺っています。近隣農地への影響は特にないようと思われます。小委員会において協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委 員 2 番案件につきましては、譲渡人は所有農地をすべて貸し付けており、借受人が問題なく耕作を行っております。しかし、譲渡人の親族で住宅を建設する計画があったため、利用権を解除し、転用の申請を行うこととなりました。周辺住民からは隣組が減っている中で、住民が増えるのはありがたいとの意見もあり、小委員会においても慎重に審議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

委 員 3 番案件につきましては、7月に審議を行い、許可済みとなった区画の近隣地となります。譲渡人としても耕作は行わないため、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委 員 4 番案件につきましては、譲渡人は体の不調もあり、必要とされている譲受人の駐車場として使ってもらえればと思い、今回の申請となりました。近隣に農地がないため影響もないと思われます。

5 番案件につきましては、譲渡人については、近年体調を崩しており、耕作を行うのが困難であるとの相談がありました。そのため、所有する田については、来年以降に私自身が借りて、耕作する予定となっております。そして今回の申請地については、駐車場を必要としている譲受人からの話があったため、申請となりました。近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会での協議としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委 員 6 番及び7 番案件につきましては、譲渡人が同じであり、申請地も隣のため、まとめた説明といたします。譲渡人は地元では親子でよく知られた大工であり、耕作を行っていたのは主に母親だったそうですが、土質がよくなく、耕作を行うのが困難だったため、長年管理を行うのみだったそうです。耕作を行えない農地を持ち続けるのも厳しいため、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第４９号農地法第５条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第４９号は、許可相当と決定します。

議案第５０号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第５０号 農用地利用集積計画について審議します。なお、議案書２６ページの６３番から６５番については、坂戸市農業委員会会議規則第１０条の規定を準用した議事参与の制限に該当し、２７ページの７９番から２８ページの８４番については、坂戸市農業委員会会議規則第１０条の規定による議事参与の制限に該当するため、初めに６３番から６５番及び７９番から８４番を除いて審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

１１月分の農用地利用権設定申出は、更新については件数６８件、筆数２０３筆、面積は１８１，３００㎡となります。新規については一般が２３件、筆数９９筆、面積は７８，３５７．４１㎡となります。詳細については議案書に記載のとおりとなります。

農地中間管理事業分については件数１件、筆数２筆、面積が２，３３６㎡となり、詳細については議案第５１号での取り扱いとなります。

合意解約については件数５件、筆数９筆、面積が７，７６７㎡となります。詳細につきましては、議案書に記載のとおりとなります。

これらにつきましては、議事参与制限分を含めた数字となっており、令和６年１２月１日設定後の利用集積面積は、合計３，３７３，８９７．３２㎡となります。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第５０号農用地利用集積計画についてのうち６３番から６５番及び７９番から８４番を除いた案件については原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第５０号についてのうち６３番から６５番及び７９番から８４番を除いた案件については、原案のとおり決定します。

議 長 続いて、６３番から６５番について審議いたします。
議事参与の制限を準用する推進委員には、退席をお願いします。
暫時休憩します。

(休憩 該当推進委員退席)

議 長 再開いたします。６３番から６５番について事務局より説明してください。

事務局 ６３番から６５番の案件については、推進委員本人についての案件となってお

り、内容については、26ページに記載のとおりとなります。

議 長 ご質疑等はありませんか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第50号農用地利用集積計画についてのうち63番から65番については、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第50号農用地利用集積計画についてのうち63番から65番については、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩とします。

(休憩 該当推進委員着席)

再開いたします。続いて、79番から84番について審議いたします。
議事参与の制限に該当する農業委員には、退席をお願いします。
暫時休憩とします。

(休憩 該当委員退席)

議 長 再開いたします。79番から84番について事務局より説明してください。

事務局 79番から84番の案件については、農業委員の世帯員が関係する案件となっており、内容については、27ページから28ページに記載のとおりとなります。

議 長 ご質疑等はありませんか。

議 長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。
議案第50号農用地利用集積計画についてのうち79番から84番については、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第50号農用地利用集積計画についてのうち79番から84番については、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩とします。

(休憩 該当委員着席)

議 長 再開します。

議案第51号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長 議案第51号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

件数1件、筆数2筆、面積が合計2,336㎡となっております。内容につきましては、今回新規参入する法人が、観光農園としてハウスによるイチゴ栽培を行うための貸借となります。観光農園ではありますが、駐車場やトイレ等の設備については近隣の観光農園のものを共同利用することで、農地転用を行っての設置はありません。

農地所有適格法人以外の法人が貸付け相手方となる要件については、農地中間管理機構に提出される「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、①農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められること、②地域の農業者と協力し継続的・安定的農業経営を行うと認められること、③業務執行役員等のうち1人以上が耕作等の事業に常時従事すること。以上の要件を満たしていることを、事務局で確認しております。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第51号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第51号は意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第11号 専決処分の報告について

議 長 報告第11号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第11号ですが、10月の専決処分は、農地法第3条の3の届出5件、農地法第4条の農地転用届出1件、農地法第5条の農地転用届出4件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和6年第12回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年11月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員